

第3次

福岡市教育振興基本計画



福岡市教育委員会

はじめに

福岡市教育委員会では、令和元年度に「第2次福岡市教育振興基本計画」を策定し、教育施策を推進してきました。

この計画の期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいべき事態が発生し、市民生活に大きな影響がもたらされるとともに、学校教育も様々な制約を余儀なくされました。

また、少子高齢化の進展、地域や世代間のつながりの希薄化などの社会環境の変化に加え、人々の価値観の多様化やICT環境整備の急速な進展など、子どもや学校を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中であっても、福岡市の子どもたちが様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるためには、教育が果たすべき役割は一層重みを増していることから、福岡市における教育のさらなる充実を図るべく、新たに「第3次福岡市教育振興基本計画」を策定しました。

本計画では、目指す人間像を「自分の可能性を信じ、様々な変化や困難に主体的に向き合い、他者と力を合わせ、豊かな人生やよりよい社会を切り拓く人」と定め、その目指す人間像に向かって成長するために身に付けてほしい力として、「自ら学ぶ力」、「他者と協働する力」、「未来をつくる力」を掲げています。

これらの力は、社会の中で自分の役割を果たしながら、将来にわたって自分らしい生き方を実現していく原動力になるものと考えています。

今後5年間にわたり、本計画に基づき教育施策を推進していくにあたっては、学校や教育委員会はもとより、家庭や地域・社会の多様な主体がそれぞれの役割と責任を理解したうえで、連携・協力のもとに取り組んでいくことが不可欠です。子どもに関わるすべての関係者の皆様、市民の皆様におかれては、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

最後に、本計画を策定するにあたり、ご尽力いただきました策定検討委員会の委員の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和7年6月
福岡市教育委員会

目次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の枠組み	2
3	国の動向	3
4	第2次福岡市教育振興基本計画における取組み及び成果・課題	3
	(1) 学びの姿・学力	4
	(2) 豊かな心・健やかな体	4
	(3) いじめ・不登校	5
	(4) 特別支援教育	6
	(5) 高校教育	6
	(6) 教育環境整備	7
	(7) 学校と地域・家庭等の連携	7
	(8) 教職員	8
5	基本的な考え方	9
	(1) 目指す人間像	10
	(2) 身に付けてほしい力	10
	(3) 基本方針	11
	(4) 計画推進にあたっての共通の視点	13
6	施策	14
	(1) 施策体系図	14
	(2) 各施策の内容	16
	施策1 確かな学力の育成	16
	施策2 豊かな心の育成	18
	施策3 健やかな体の育成	20
	施策4 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	22
	施策5 教員の確保及び資質・能力の向上	24
	施策6 教員が子どもと向き合い、チームとして対応できる環境づくり	26
	施策7 安全・安心に学ぶことができる環境の整備	28
	施策8 学校と家庭・地域等の連携強化及び家庭・地域等における教育の支援	29
7	資料編	30
	(1) データ集	30
	(2) 計画策定の経過	45
	(3) 第3次福岡市教育振興基本計画策定検討委員会	47
	(4) 子どもの意見聴取	48
	(5) パブリック・コメント手続き（市民意見募集）	52

1 計画策定の趣旨

教育は、子どもたち一人ひとりの能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培うものであり、子どもたちが将来にわたって幸福な生活を営んでいくうえで不可欠なものです。また、将来の福岡市やこの国を担っていく人材を育てていくという使命もあり、教育の重要性はどのような時代にあっても変わることはありません。

福岡市教育委員会では、平成12年7月に「教育改革プログラム」を策定し、これに基づき21世紀を生きる子どもたちを健やかに育むため、学校教育を中心として、家庭や地域と連携した教育環境の実現に向け教育改革に取り組んできました。

その後、福岡市における初めての教育振興基本計画となる「新しいふくおかの教育計画～『改革』と『共育創造』～」を平成21年6月に、「第2次福岡市教育振興基本計画」を令和元年6月に策定し、これらの計画に掲げる「目指す子ども像」の実現に向け、施策・取組みを推進してきました。

第2次福岡市教育振興基本計画の期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめ、グローバル化や少子高齢化の進展、国際情勢の不安定化など、社会が急速な変化を遂げています。

このような時代の中で、子どもたちへの教育を一層充実していくため、社会情勢の変化や国の動向、福岡市がこれまで進めてきた取組みの成果・課題を踏まえ、「目指す人間像」や子どもたちに「身に付けてほしい力」を明らかにし、これからの福岡市の教育が進むべき方向性を示す指針として「第3次福岡市教育振興基本計画(以下「本計画」という。)」を策定します。

2 計画の枠組み

(1) 計画の位置づけ

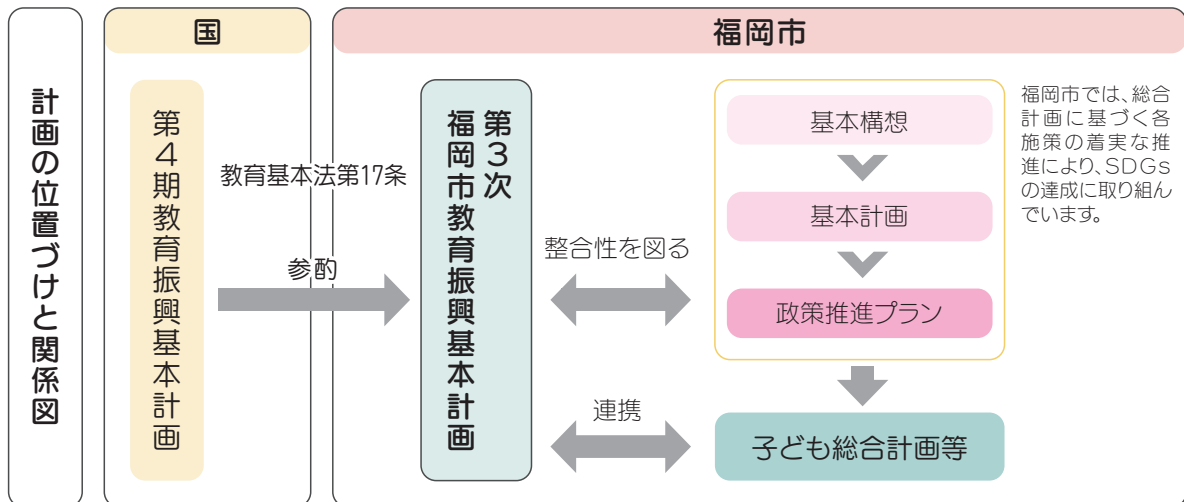
① 法的位置づけ

本計画は、教育基本法に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定します。

② 本市における位置づけ

令和元年度に策定した「第2次福岡市教育振興基本計画」の成果や課題を踏まえ、また、国の第4期教育振興基本計画を参酌し、本市の教育分野の指針となる計画として策定します。個別具体の事業や取組みについては、毎年度策定する教育委員会運営方針で示していきます。

福岡市政全般にわたる「福岡市基本構想」、「福岡市基本計画」、「政策推進プラン」との整合性を図るとともに、子どもや保健・福祉など本計画と関連する各分野の個別計画や施策と連携を図りながら、施策を推進していきます。



(2) 計画の範囲

市立学校(小学校・中学校・特別支援学校・高等学校)における取組みを中心とし、子どもたちとともに育む家庭・地域等の取組みも含めた、教育に関わる分野を範囲とします。

(3) 計画の期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

(4) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき毎年度実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」により行います。

3 国の動向

●「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(令和3年1月中央教育審議会答申)

2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」としています。また、「令和の日本型学校教育」における教職員の姿は、「子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている。」とされています。

●第4期教育振興基本計画(令和5年6月閣議決定)

2040年以降の社会を見据えた教育政策の在り方を示すものとして策定されました。

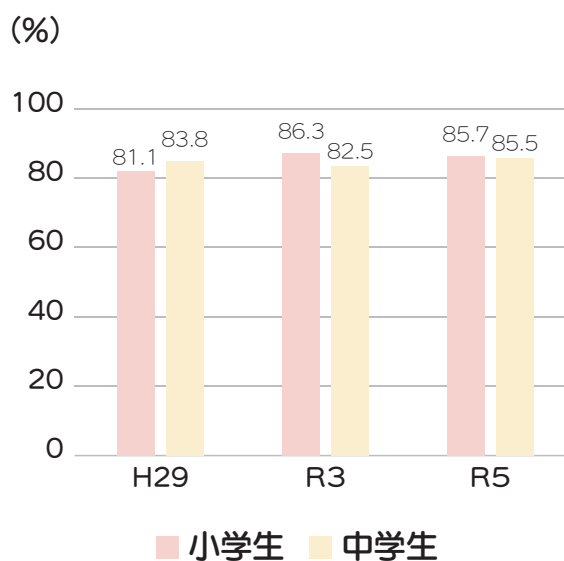
総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、その下に「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」など、5つの基本方針を定め、16の基本施策が示されています。

4 第2次福岡市教育振興基本計画における 取組み及び成果・課題

第2次福岡市教育振興基本計画を策定後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会全般にわたって対策が講じられ、学校教育においても臨時休業措置をはじめとした様々な制約を余儀なくされるなど、計画策定時には想定できなかった多大な影響が生じました。

そのような中においても、感染拡大の防止と学びの継続の両立に向けてオンライン授業や動画教材を活用するなど、様々な取組みを行ってきており、「学校に行くのは楽しいと思う」¹と回答した児童生徒の割合は平成29年度より上昇しています。

学校に行くのは楽しいと思う 児童生徒の割合



¹ 「学校に行くのは楽しいと思う」に肯定的に回答した児童生徒の割合(生活習慣・学習定着度調査) 平成29年度は小4、小5、中1、中2が対象。令和3年度以降は全学年が対象

(1) 学びの姿・学力

主な取組み

- 1人1台端末の早期導入や児童生徒数に応じた通信回線の整備などICT²環境の整備を推進
- 小中学校全学年で35人以下学級を実施
- 学習指導員の配置やふれあい学び舎事業などを実施
- 小学校5、6年生、中学校、特別支援学校にネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）を派遣し、小学校3、4年生にゲストティーチャー（英語）を配置
- 公立夜間中学「福岡さぼろ中学校」を開校

成果と課題 ※「初期値」及び「目標値」は、第2次計画の評価指標のもの

「協働的な学習の状況」³は目標値に達し、「児童生徒の授業内容に関する理解度」⁴のうち、国語は初期値より上昇していますが、算数・数学は初期値と同程度で推移しています。「学力の状況」⁵は中学校3年生の数学は初期値より上昇していますが、それ以外は低下しています。

「生徒の英語能力の状況」⁶は初期値から若干低下していますが、全国平均を大きく上回っています。

(2) 豊かな心・健やかな体

主な取組み

- 学校司書⁷の配置や学校図書館支援センターによる専門的支援を推進
- 小学校では「夢の課外事業」や「職業探求プログラム」を、中学校では「未来を切り拓くワークショップ」や「職場体験学習」を実施
- 自然教室を令和3年度から再開
- 改訂した人権教育指導の手引きに基づき各学校において人権教育を計画的に推進
- 学校水泳指導における民間プール等の活用モデル事業を実施

² 情報通信技術（Information and Communication Technologyの略）。情報処理及び情報通信、パソコンやネットワーク関連の諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称

³ 「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる」に肯定的に回答した児童生徒の割合（生活習慣・学習定着度調査）

⁴ 「国語、算数・数学の授業の内容がよくわかるか」に肯定的に回答した児童生徒の割合（生活習慣・学習定着度調査）

⁵ 国語、算数・数学の正答率が、全国平均正答率を上回っている児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）

⁶ 英検3級相当以上の中学校3年生の割合（英検1BA）

⁷ 学校図書館の環境整備、図書資料の分類・整理、図書選定、読書案内などを行い、子どもの読書活動の活性化を図る職員

成果と課題 ※「初期値」及び「目標値」は、第2次計画の評価指標のもの

児童生徒の「自尊感情の状況」⁸や「規範意識の状況」⁹は概ね向上し、「思いやりや人権意識の状況」¹⁰については目標値に達していますが、児童生徒の「将来の夢や目標の状況」¹¹は初期値より低下しています。

児童生徒の「読書活動への意識」¹²は初期値より低下し、「1か月の読書量」は初期値と同程度で推移しています。

「体力運動能力の状況」¹³については、小学校は初期値と同程度で推移し、中学校では初期値より低下しています。「運動習慣の状況」¹⁴は小中学校ともに初期値より低下しています。

(3) いじめ・不登校

主な取り組み

- Q-Uアンケート¹⁵を小中学校の全学年に拡大
- スクールカウンセラー¹⁶、スクールソーシャルワーカー¹⁷などの専門スタッフの配置拡充、教育支援員¹⁸の配置、SNSの活用など教育相談・支援体制を充実
- 学校ネットパトロールによるネット上の問題のある書き込み等への対応を実施
- 教育支援センター¹⁹(校外適応指導教室)を増設して全区に設置するとともに、令和7年度の「学びの多様化学校」²⁰の開校に向けた教育課程等の検討や施設整備に着手

成果と課題 ※「初期値」は、第2次計画の評価指標のもの

積極的な認知が進んだことにより、いじめの認知件数は増加し、コロナ下による生活リズムの乱れ等により、不登校児童生徒²¹数は増加しています。

児童生徒の「いじめに対する意識」²²は目標達成に向けて順調に推移していますが、「不登校児童生徒の復帰率」は初期値より低下しており、復帰までに期間を要するケースが増加しています。

⁸ 「自分にはよいところがあると思う」に肯定的に回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)

⁹ 「学校のきまりを守っている」に肯定的に回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)

¹⁰ 「人が困っているときに助けています」に肯定的に回答した児童生徒の割合(生活習慣・学習定着度調査)

¹¹ 「将来の夢や目標を持っていますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)

¹² 「読書が好きですか」に肯定的に回答した児童生徒の割合(生活習慣・学習定着度調査)

¹³ 総合得点の全国平均を50とした場合の福岡市の児童生徒の値(体力・運動能力調査)

¹⁴ 「1週間の総運動時間が60分未満」の児童生徒の割合(体力・運動能力調査)

¹⁵ 学校生活における児童生徒個々の意欲や満足度及び学級集団の状態を質問紙によって測定するもの

¹⁶ 学校において、子どもの悩みを聞いたり教員・保護者への相談相手となるなど、心理学的見地から指導・助言・援助を行う職員

¹⁷ 子どもを取り巻く環境(学校、地域社会、家庭等)と子どもの間に位置し、子どもたちが日々の生活の中で出会う様々な困難を、様々な環境に働きかけながら子どもの側に立って解決する職員

¹⁸ クラスに入りづらい児童が落ち着いて自分にあったペースで学習・生活できるよう見守りを行う有償ボランティア

¹⁹ 様々な理由により不登校の状況にある子どもたちに対し、体験活動や学習活動などの様々な活動を通して、社会的自立に向けた支援を行う機関

²⁰ 不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を行う学校

²¹ 長期欠席者(年間30日以上)の欠席者)のうち「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、子どもが登校しないあるいはしたくてもできない状況」にある児童生徒。ただし、病気や経済的な理由による者を除く。

²² 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)

(4) 特別支援教育

主な取り組み

- 特別支援学校高等部の新設、特別支援学級及び通級指導教室の増級などに取り組むとともに、学校生活支援員²³の配置拡充やスクールバスの増便・乗車対象の拡大などニーズに応じた支援を充実
- 看護師を配置し、小中学校で医療的ケアが必要な児童生徒を受け入れるとともに、保護者の負担軽減のため、試行的に通学支援を開始

成果と課題 ※「初期値」は、第2次計画の評価指標のもの

特別な支援を要する児童生徒数は増加傾向にあります。

「児童生徒への個別の支援」²⁴、「組織的な支援体制の充実」²⁵は初期値より上昇しています。

「就労率」²⁶については、5月時点で就労を希望した生徒が対象ですが、進路希望が多様化し、職場実習の結果、就労移行支援事業所等に進み、数年後の就労を目指すなど進路を変更する生徒が増加しており、初期値より低下しています。

(5) 高校教育

主な取り組み

- 大学との連携など各学校の特色に応じた教育活動を推進。受験生の多様なニーズに応えるために特色化選抜を導入
- 専門学科を有する高等学校について、有識者会議を設置し、育成する人材、設置学科、教育内容等のあり方について検討を開始

成果と課題 ※「初期値」は、第2次計画の評価指標のもの

「志願倍率の状況」²⁷は初期値より低下していますが、「進路希望の実現に対する満足度(生徒)」は初期値を超え、9割近い数値となっています。

²³ 小・中学校において様々な配慮を必要とする児童生徒に対して、学校生活上の支援や学習活動上の支援、学習発表会等学校行事における介助等を行う職員

²⁴ 「個別の教育支援計画及び個別の指導計画に沿った支援が行われるとともに、適切に引き継ぎができているか」に「はい」と回答した学校の割合(福岡市教育委員会調査)

²⁵ 「校内支援委員会で具体的な支援方法が決定されているか」に「はい」と回答した学校の割合(福岡市教育委員会調査)

²⁶ 知的障がい特別支援学校高等部3年生で就労を希望している生徒(5月時点)の卒業時における、一般企業と就労継続支援A型事業所への就労率

²⁷ 志願倍率が県立高等学校平均倍率未満の学科数(全14学科)

(6) 教育環境整備

主な取り組み

- 計画的な改修の実施や建替えに着手するとともに、定期点検に基づく校舎や附属設備の整備を実施
- 小中学校の特別教室の空調整備は完了し、トイレの洋式化を計画的に実施
- 学校規模適正化については、学校の分離新設や増築など、教育環境の課題解決に向けた取り組みを推進
- 通学路の点検・安全対策を実施するとともに、スクールガード²⁸による登下校の見守りを実施

成果と課題 ※「初期値」は、第2次計画の評価指標のもの

トイレの洋式化については、目標達成に向けて着実に進捗しています。
「子どもを地域ではぐくむという意識の状況」²⁹については、初期値より低下しています。

(7) 学校と地域・家庭等の連携

主な取り組み

- 学生サポーター制度³⁰の活用や学校サポーター会議³¹の活動を継続実施するとともに、学校の情報を公開するため、学校ホームページを充実
- 家庭の教育力向上に向けてPTAと連携した事業やNPOと協働した不登校児童生徒の保護者を支援する事業等を実施するとともに、地域において自主的・組織的に学習活動に取り組む団体を育成・支援

成果と課題 ※「初期値」は、第2次計画の評価指標のもの

「学校情報の公開状況」³²は初期値より上昇しており、「地域人材の活用」³³は初期値より低下しています。

「基本的生活習慣の育成に対する意識」³⁴は初期値より低下しています。

²⁸ 学校や通学路等での巡回/パトロールや危険箇所の監視など、子どもたちを見守る学校安全ボランティア

²⁹ 「地域の人たちは、子どもたちの登下校時や道であったときに声かけをしているか」に肯定的に回答した教員・保護者の割合(教育意識調査)

³⁰ 福岡市教育委員会と協定を結んだ大学から派遣される学生を、市立学校で受け入れ、教員の補助として、授業や学校行事など、様々な教育活動に参加してもらう制度

³¹ 開かれた学校づくりを推進するとともに、学校教育の活性化を図るため、国の学校評議員制度(学校教育法施行規則第49条)の福岡市版として設置するもの。学校の教育活動や学校行事、子どもたちの生活の様子等について協議する。

³² 「学校ホームページなどで学校情報を積極的に公開しているか」に肯定的に回答した教員・保護者の割合(教育意識調査)

³³ 「地域の人材や施設などを活かした教育を工夫している」に肯定的に回答した教員の割合(教育意識調査)

³⁴ 「家庭で子どもに対して、早寝早起きなどの規則正しい生活をさせているか」に肯定的に回答した保護者の割合(教育意識調査)

(8) 教職員

主な取り組み

- 資質ある優秀な人材の確保のため、近隣大学と連携し、教員養成に取り組むとともに、実践力を重視した特別選考を実施
- 部活動指導員³⁵やスクール・サポート・スタッフ³⁶など多様な支援スタッフの配置・拡充や、自動音声メッセージ機能付き電話の整備、学校の庶務事務システムの構築、デジタル採点システム・高機能複合機の導入を行うとともに、11時間の勤務間インターバル制度の導入による意識改革に取り組むなど、教員の負担を軽減
- 経験年数に応じた研修やICT活用指導力の向上に向けた研修等を実施するとともに、モデル校においてICTを活用した教育実践事例を創出し、全校に展開
- 不祥事防止に関する研修を全学校で実施

成果と課題 ※「初期値」は、第2次計画の評価指標のもの

「教員採用試験の受験者の状況(教員採用試験の競争率)」は初期値より低下していますが、「教員が子どもと向き合う時間の確保の状況」³⁷及び「倫理意識の状況」³⁸については、初期値より上昇しています。

³⁵ 部活動の技術的指導や大会への引率等を行う職員

³⁶ 教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、教員の業務の支援に従事し、負担軽減を図る支援スタッフ

³⁷ 「教員が子どもと接する時間が確保されているか」に肯定的に回答した教員の割合(教育意識調査)

³⁸ 「公務員倫理や服務義務について、十分に理解している」に「そう思う」と回答した教職員の割合(福岡市教育委員会調査)

5 基本的な考え方

● 計画の全体像

目指す人間像(こんな人になってほしい)

自分の可能性を信じ、様々な変化や困難に主体的に向き合い、他者と力を合わせ、豊かな人生やよりよい社会を切り拓く人

身に付けてほしい力

自ら学ぶ力

他者と協働する力

未来をつくる力

基本方針 (大切にしていること)

教員の資質・意欲
の向上

多様な教育ニーズ
への対応

子どもを主体とした
学びの推進

安全・安心な
教育環境の整備

地域連携の推進・
家庭教育の支援

計画推進にあたっての共通の視点

- Well-being (ウェルビーイング)
- DX(デジタルトランスフォーメーション)

施策

具体的な取組みの方向性

(1) 目指す人間像

現代は、変化が激しく、複雑で将来の予測が困難な時代とされています。

このような時代において、福岡市の子どもたちが、未知の環境や変化を前向きに受け止め、豊かで幸福な人生を送り、持続可能な社会の創り手となることができるよう、目指す人間像を「自分の可能性を信じ、様々な変化や困難に主体的に向き合い、他者と力を合わせ、豊かな人生やよりよい社会を切り拓く人」とします。

(2) 身に付けてほしい力

福岡市の子どもたちが「目指す人間像」に向かって成長するためには、義務教育9年間を通して、特に「自ら学ぶ力」、「他者と協働する力」、「未来をつくる力」を身に付けていくことが大切です。また、これらの力は、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくために、生涯を通して身に付け、高めていくことが求められます。

① 自ら学ぶ力

社会の変化を乗り越えていくためには、指示を受けて行動するだけでなく、主体的に意欲を持ってものごとに関わることが大切です。

そのためには、自ら問いや目標を持ち、見通しや計画を立て、学びの方法や環境(人・空間・時間)を選び、追究・解決し、自ら学んだことを振り返り、新たな学びにつなげていくことが必要です。

② 他者と協働する力

社会を生き抜いていくためには、周りの人と話し合い、協力してよりよい解決策を探しながら行動することが大切です。

そのためにも、まずは、自分が地域社会の一員であるという自覚を持ち、多様な人々と関わり、自分のことを理解し、自分と異なる他者についてもよく知り、尊重することが大切です。そのうえで、異なる意見がある中でも合意形成を図り、納得のいく解決策を見つけられるようになることが求められます。

③ 未来をつくる力

将来の予測が困難な時代においては、自らの未来は自らの手で作り出していくことが求められます。

そのためには、自ら学んだことや、他者と協働して得た経験を基に、なりたい自分を思い描き、その実現に向けて学校、家庭などの身の回りや社会の変化を自分事として前向きに受け止め、失敗を恐れずに新しいことに挑戦する意志を持ち続け、行動に移していくことが必要です。

(3) 基本方針

子どもたちが「自ら学ぶ力」、「他者と協働する力」、「未来をつくる力」を身に付けていくためには、子どもを主体とした学びを推進するとともに、多様な教育ニーズに対応していく必要があります。

また、このような学びを実現していくためには、資質・意欲のある教員、安全・安心な教育環境、家庭・地域等との連携などが求められます。

① 子どもを主体とした学びの推進

確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成をより確かなものにしていくためには、受動的な学びから、自ら問いや目標を持ち、試行錯誤しながら学びを調整し、解決し、次の学びに向かう自律的な学びへと転換していく必要があります。

そのためには、教員は学習者主体の視点を意識し、子ども一人ひとりの可能性を引き出し、学びを支える伴走者としての役割を果たすことが求められます。学びに必要な人や空間・時間などを整えていくことで、子どもを主体とした学びを推進します。

子どもを主体とした学びのイメージ図



② 多様な教育ニーズへの対応

特別な支援を要する児童生徒や不登校児童生徒、日本語指導を必要とする児童生徒など、多様なニーズを有する児童生徒が、誰一人取り残されず、一人ひとりの可能性を引き出すことができる教育を実現することが求められています。

きめ細かな相談体制の充実により個々のニーズを把握するとともに、多様な学びの場を確保するなど、本人の意思を尊重し、関係機関とも連携しながら、個々の状況に応じた適切な支援に取り組みます。

③ 教員の資質・意欲の向上

教員は学校教育の要であり、資質と意欲のある教員が心身ともに充実し、自己を高めながら、生き生きと子どもたちと接していることが求められています。

このため、優れた人材の採用や資質・能力の向上に取り組むとともに、学校における働き方改革や教員の処遇改善など、教員を取り巻く環境の整備を推進します。

また、質の高い教育を実現し、複雑化・困難化する課題に対応していくため、「チーム学校」³⁹の推進に取り組みます。

④ 安全・安心な教育環境の整備

学校は、子どもにとって学習の場であり生活の場でもあることから、安全・安心を確保しつつ、新しい時代の学びを実現する場となることが求められています。

今後も、施設の老朽化等の状況も踏まえながら、教育環境の向上を推進するとともに、学校・家庭・地域等の連携のもと、社会全体で子どもたちの安全を確保する取組みを進めていきます。

⑤ 地域連携の推進・家庭教育の支援

子どもたちは学校だけでなく、家庭や地域の中で様々な体験をしたり、様々な人たちと関わったりしながら学び、成長していきます。

学校や家庭を取り巻く環境が変化している中、学校・家庭・地域等が、教育におけるそれぞれの役割と責任を理解したうえで、相互に連携・協力して子どもたちを育んでいくことが求められています。

家庭や地域等の力を学校教育活動に積極的に生かしていくため、学校を地域や社会に対して開き、家庭や地域等との連携・協働や、地域・社会の多様な人材等の活用による教育活動の充実に取り組みます。また、地域や家庭における教育の支援に取り組みます。

³⁹ 校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校

(4) 計画推進にあたっての共通の視点

基本方針を具体的に施策や事業として推進していくにあたり、特定の分野に限らず、これからの時代において求められる視点として「Well-being(ウェルビーイング)」と「DX(デジタルトランスフォーメーション)」が挙げられます。

① Well-being(ウェルビーイング)

Well-beingとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含むものとされています。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念とされています。

国の第4期教育振興基本計画では、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられており、その要素としては、幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現などが挙げられ、これらを教育を通じて向上させていくことが重要とされています。

この考え方は、福岡市の教育を進めていくうえでも重要であり、子どもの権利が尊重され、子どものWell-beingを向上させるという視点を常に意識する必要があります。

また、子どものWell-beingを高めるためには、教員のWell-beingを確保することが必要であり、学校が教員のWell-beingを高める場となることが求められます。

② DX(デジタルトランスフォーメーション)

DXとは、「デジタル化でサービスや業務、組織を変革すること」とされています。

子どもたちの教育の質の向上や、困難を抱える子どもの支援、教員業務の適正化・効率化など様々な場面において、デジタル化することでよりよい効果や新たな価値を見出すことができないかという意識を持つことが必要です。

なお、デジタルの活用とともに、対面による授業や体験活動の充実も不可欠であり、学習段階や学習場面、一人ひとりの状況に応じて、これらを最適に組み合わせることが求められます。